

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

防火 管理者

防災

住 所 _____

氏 名 _____

別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

| | | | |
|--|---------------------|-------|--|
| 管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) | | | |
| 防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物 | | | |
| 防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称) | | | |
| 複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称) | | | |
| 防火対象物 又は _____ の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途) | 令別表第1 ^{※1} | () 項 | |
| その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項) | | | |
| 受 付 欄 ^{※2} | 経 過 欄 ^{※2} | | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

新築建築物工事現場消防計画

(目的)

第1条 この計画は、災等の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、ここに勤務し、出入りする全ての関係者に適用する。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

(消防機関への連絡)

第5条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに届け出を行うこと。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる届け出を行うこと。

- (1) 消防計画作成(変更)届
- (2) 消防訓練実施計画報告書
- (3) 消防訓練実施結果報告書
- (4) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生する恐れのある行為届
- (5) 少量危険物等の貯蔵又は取扱届

(防火管理資料の保管等)

第6条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、保管すること。

(消火器等の点検及び整備)

第7条 防火管理者は、消火器等の配置図を作業員に配布するとともに、工事現場の目につきやすい数箇所に消火器等の配置図を掲示すること。

2 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度上記周知を行うこと。

(避難経路の維持管理)

第8条 防火管理者は、避難経路図を作業員に配布し、工事現場の目につきやすい数箇所に避難経路図を掲示すること。

2 避難経路を変更する場合は、その都度上記周知を行うこと。

(火気の使用又は取扱いの監督)

第9条 作業員等が溶接器具、バーナー等火気器具を使用する際は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 使用前の防火管理者への届出

- (2) 火花が飛散する範囲内の可燃物の除去
 - (3) 消火器の配置
 - (4) 危険物周辺での使用の禁止
- 2 喫煙場所を指定し、水を入れた吸殻入れを設置する。また、喫煙場所の配置図を作業員に配布すること。

(危険物等の管理)

第10条 作業員等が危険物を使用する際は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 使用前の防火管理者への届出
 - (2) 付近に火気等の使用がないか確認
 - (3) 消火器の配置
 - (4) 十分な換気の実施
- 2 必要以上に危険物を貯蔵しない。また、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、川崎市消防長に届出を行うこと。

(防災物品の使用)

第11条 工事現場で使用するシート等は防災物品を使用すること。

(放火防止対策)

第12条 次の各号に留意し、放火防止対策を講じること。

- (1) 工事中の建築物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 終業時には建築現場の出入口の施錠を励行すること。
- (3) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告すること。

(火災予防上の自主検査)

第13条 第7条から第12条まで定める事項について、防火責任者等、防火管理者が指定する者が、別表1のチェック票に基づき自主検査を実施すること。

- 2 検査実施者は、検査の結果を定期的に防火管理者に報告すること。

(自衛消防組織の編成及び任務)

第14条 自衛消防の組織を別表2のとおり定める。

(震災対策)

第15条 防火管理者は、日頃から工事用資機材等の転倒、落下及び飛散防止措置を講じること。

- 2 地震時、防火管理者及び作業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用器具の使用を停止すること。
- 3 火気使用器具を使用していた作業員は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告すること。
- 4 作業員等を広域避難場所()まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況について説明し、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。

(防火上必要な教育の実施)

- 第16条 防火管理者は、建築現場に初めて入る作業者に対して、消防計画の内容、遵守事項、災害発生時の対応の確認等の防火上必要な教育を実施する。
- 2 その他、必要に応じ作業開始前のミーティング等で防火上必要な教育を実施する。
 - 3 防火上必要な教育を実施したときは、実施日時及びその内容を日誌に記録する。

(消防訓練)

- 第17条 防火管理者は、1年に1回、消火、通報及び避難訓練を実施する。
- 2 訓練を実施する場合は、消防訓練実施計画報告書により、事前に内容を川崎市消防長に届け出るものとする。
 - 3 訓練終了時は、消防訓練実施結果報告書により、訓練結果を川崎市消防長に届け出るものとする。
 - 4 努めて大規模地震を想定した内容を加味するものとする。

附 則

この計画は、年月日から施行する。